

# 雑損控除・災害減免法を受けられる方へ

関東信越国税局・税務署

新潟県中越地震や新潟・福島豪雨に際し、被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

災害で住宅・家財等に被害を受けられた方には、所得税の軽減措置が適用される場合がありますので、その措置のあらましと手続についてご説明します。

## 1 所得税の軽減・免除とは

所得税の軽減措置には、所得税法に基づく雑損控除（所得控除）と災害減免法に基づく税額控除の二つの方法があり、確定申告でどちらか有利な方法を選択して、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

なお、所得税の軽減・免除を受けるに当たっては、裏面の「雑損控除と災害減免法の適用判定表」を参考としてください。

また、この軽減・免除を受ける場合の損失額の計算は、原則として損失を生じたときの直前における価額（時価）を基礎として個々に計算することとされていますが、個々に損失額を計算することが困難な場合には便宜的な計算方法がありますので、詳しくは、「住宅・家財等の損失額の算定方法について」のリーフレットをご覧ください。

## 2 次のような方が対象となります

### (1) 雑損控除

- イ 保険金などによって補てんされる金額を控除した損失額が、損害を受けた年分の所得金額の10分の1相当額を超える方
- ロ 被害を受けた資産の取壊し費用などの災害関連支出の金額が、5万円を超える方

### (2) 災害減免法

住宅や家財について、保険金などによって補てんされる金額を控除した損害額がその住宅等の価額（時価）の2分の1以上となる方で、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方

## 3 申告手続に必要なもの

確定申告には、次のような書類等が必要となります。

- (1) 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額）のわかるもの
- (2) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細のわかるもの及び領収証
- (3) 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの
- (4) ご自分の所得金額の計算に必要な書類（サラリーマンの方は、損害を受けた年分（平成16年分）の給与所得の源泉徴収票の原本）
- (5) 所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご自分名義の口座に限ります）
- (6) 印鑑
- (7) 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書を持参又は添付していただくようお願いします。

## 4 雑損控除と災害減免法の概要

区分	雑損控除	災害減免法
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財に限られます。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ① 差引損失額－所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注)① 差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 ② 災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用等	その年の所得金額…所得税の軽減額 500万円以下…全額免除 500万円超 750万円以下…2分の1の軽減 750万円超 1,000万円以下…4分の1の軽減
参考事項	① 災害関連支出の金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ② 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 なお、この場合、原則として、損失の生じた年に損失の金額を記載した確定申告書を期限内に提出し、その後の年に引き続いて確定申告書を提出していることが必要です。	① 損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限ります。 ② 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

(注1)生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象となりませんが、その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

(注2)事業用固定資産の損失額は、その年の事業所得等の必要経費となります。詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

## 5 平成16年分による比較例

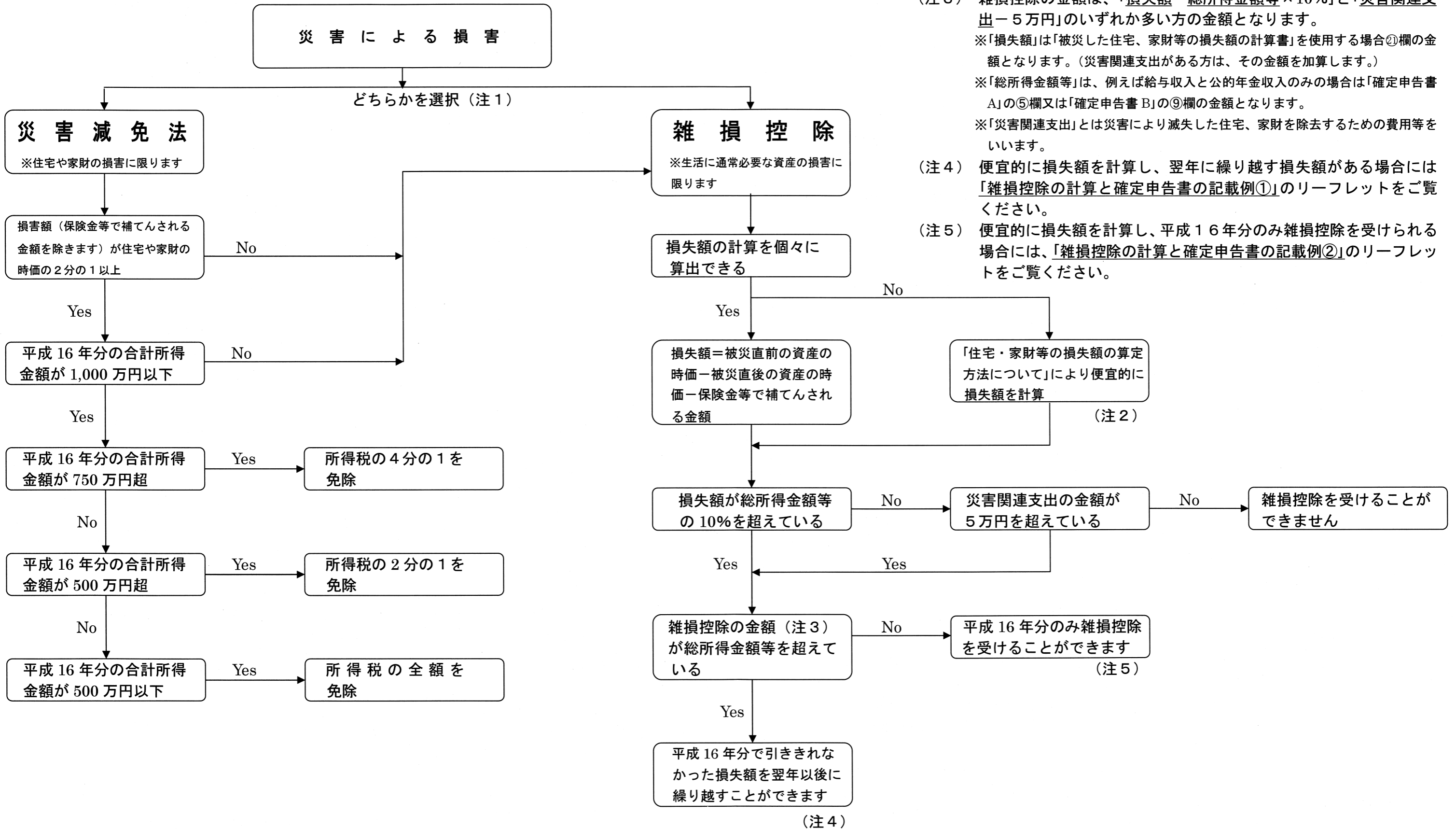
夫婦と子供2人で、所得金額6,000,000円、所得から差し引かれる金額2,500,000円である場合、災害による損害がないときの所得税は296,000円(定率減税後)となりますが、雑損控除・災害減免法の適用により次の表のように軽減されます。

差引損失額	雑損控除適用後の所得税額	災害減免法適用後の所得税額
100万円	248,000円	148,000円
200万円	168,000円	
300万円	88,000円	

(注1)災害関連支出の金額がなく、損害額が住宅や家財の2分の1以上である場合として計算しました。

(注2)表中の所得税額は定率減税後の金額です。

# 雑損控除と災害減免法の適用判定表



（注1） 一般的には、雑損控除の金額が総所得金額等を超える場合、雑損控除の方が有利となります。

（注2） 便宜的な損失額の計算については、「住宅・家財等の損失額の算定方法について」のリーフレットをご覧ください。

（注3） 雑損控除の金額は、「損失額 - 総所得金額等 × 10%」と「災害関連支出 - 5万円」のいずれが多い方の金額となります。

※「損失額」は「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用する場合②欄の金額となります。（災害関連支出がある方は、その金額を加算します。）

※「総所得金額等」は、例えば給与収入と公的年金収入のみの場合は「確定申告書A」の⑤欄又は「確定申告書B」の⑨欄の金額となります。

※「災害関連支出」とは災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用等をいいます。

（注4） 便宜的に損失額を計算し、翌年に繰り越す損失額がある場合には「雑損控除の計算と確定申告書の記載例①」のリーフレットをご覧ください。

（注5） 便宜的に損失額を計算し、平成16年分のみ雑損控除を受けられる場合には、「雑損控除の計算と確定申告書の記載例②」のリーフレットをご覧ください。